

令和2年度

伊達市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和3年8月

伊達市監査委員

伊 監 第 25 号

令和3年8月17日

伊達市長 菊 谷 秀 吉 様

伊達市監査委員 山 下 茂

伊達市監査委員 山 田 勇

令和2年度伊達市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行ったので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

# 目 次

## 令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	4

## 令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1	審査の対象	5
2	審査の期間	5
3	審査の方法	5
4	審査の結果	5

(注)

- 1 文中・表中に用いる金額は、原則として千円単位（単位未満を四捨五入）
- 2 文中の「ポイント」とは、百分比または指数相互間における単純差引した数値を指す
- 3 文中・各表中における比率等の用法は、次のとおり
  - (1) 比率（％）・・・ 小数点以下第2位を四捨五入
  - (2) 「0.0」・・・ 該当数値はあるが0.05％未満のもの
  - (3) 「－」・・・ 該当数値なし、算出不能または無意味なもの
- 4 「皆増」は、前年度又は当初予算に数値がなく全額増加したもの
- 5 「皆減」は、当年度の数値がなく全額減少したもの

# 令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

## 1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和3年8月2日から令和3年8月4日まで

## 3 審査の方法

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に作成されているかについて審査を行った。

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

なお、令和2年度一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率は、下表のとおり早期健全化基準を下回っており財政の健全性は保たれていると判断される。

※ 健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.19
② 連結実質赤字比率	—	—	18.19
③ 実質公債費比率	4.8	5.6	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

(注)・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表す。

・将来負担比率が算出されなかった(マイナス)場合は、「—」で表す。

## (1) 実質赤字比率

令和2年度における実質赤字比率は、実質収支が6億4,921万4千円の歳入超過のため算定されないことを確認した。

※ 実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算定式による。

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \text{一般会計等の実質収支額 (C)} / \text{標準財政規模 (D)} \times 100$$

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	前年度対比
一般会計の実質収支額 (A)	649,214	108,545	540,669	598.1
一般会計等に属する特別会計 (B)	0	0	0	—
霊園特別会計	0	0	0	—
合 計 (一般会計等の実質収支額 (C = A+B))	649,214	108,545	540,669	598.1
標準財政規模 (D)	10,955,935	10,741,979	213,956	102.0
実質赤字比率	—	—		

(注)・金額が黒字の場合は正の数(実数)で、赤字の場合は△で表す。

・実質収支が黒字の場合、「実質赤字比率」は「—」で表す。

## (2) 連結実質赤字比率

令和2年度における連結実質赤字比率は、連結実質収支が21億790万円の歳入超過のため、算定されないことを確認した。

※ 連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を示す指標で、比率は次の算定式による。

$$\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \text{連結実質赤字額 (A+B+C)} / \text{標準財政規模 (D)} \times 100$$

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減	前年度対比
一般会計等の実質収支額 A		649,214	108,545	540,669	598.1
	国民健康保険特別会計	112,997	80,764	32,233	139.9
	介護保険特別会計	81,264	54,413	26,851	149.3
	後期高齢者医療特別会計	14,341	13,770	571	104.1
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の実質収支額 B		208,602	148,947	59,655	140.1
法適用公営企業	水道事業会計	1,232,586	1,256,071	△23,485	98.1
	簡易水道事業会計	0	0	0	—
	公共下水道事業会計	17,498	16,661	837	105.0
公営企業に係る資金剰余・不足額 C		1,250,084	1,272,732	△22,648	98.2
連結実質収支額 = (A+B+C)		2,107,900	1,530,224	577,676	137.8
標準財政規模 D		10,955,935	10,741,979	213,956	102.0
連結実質赤字比率		—	—		

(注)・金額が黒字の場合は正の数(実数)で、赤字の場合は△で表す。

・連結実質収支が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は「—」で表す。

### (3) 実質公債費比率

令和2年度における実質公債費比率は、前年度に比較し、0.8ポイント減の4.8%で早期健全化基準の25.0%を下回っている。

※ 実質公債費比率とは、公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標で、過去3年間の平均値である。

$$\text{実質公債費比率【単年度】(\%)} = \{(A + B - C - D) / (E - D)\} \times 100$$

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
A	地方債の元利償還金	2,155,884	2,157,742	2,218,925
B	準元利償還金	211,050	261,445	265,989
C	特定財源	240,282	287,074	327,492
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,686,934	1,701,911	1,698,081
E	標準財政規模	10,955,935	10,741,979	10,676,614
実質公債費比率（単年度）		4.7	4.8	5.1
実質公債費比率		4.8	5.6	6.7

### (4) 将来負担比率

令和2年度における将来負担比率は、算定数値がマイナスとなったため、算出されなかった。

※ 将来負担比率とは、公債費などの負債が将来財政を圧迫する程度を示す指標で、比率は次の算定式による。

$$\text{将来負担比率(\%)} = (A - B) / (C - D) \times 100$$

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減
A	将来負担額	22,699,232	24,077,891	△1,378,659
B	充当可能な財源（基金・特定歳入など）	24,288,250	25,077,262	△789,012
C	標準財政規模	10,955,935	10,741,979	213,956
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,686,934	1,701,911	△14,977
将来負担比率		—	—	

# 令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見

## 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和3年8月2日から令和3年8月4日まで

## 3 審査の方法

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確に作成されているかについて審査を行った。

## 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	会 計	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	ア 水道事業会計	—	—	20.0
	イ 簡易水道事業会計	—	—	
	ウ 公共下水道事業会計	—	—	

(注) 資金不足がない場合の比率は、「—」で表す。

全ての会計において資金不足が生じておらず、資金不足比率は算定されないことを確認した。

しかしながら、簡易水道事業及び公共下水道事業は、一般会計からの繰入金により収支の均衡が保たれている状況にある。

※ 資金不足比率とは、公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する比率であり、次の算定式による。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \text{資金不足額} \{ (A + B - C) - D \} / \text{事業規模 (E)} \times 100$$

(単位：千円)

区 分	流動負債 A	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B	流動資産 C	解消可能資金不足額 D	資金不足額 (A+B-C)-D	事業規模 E
ア 水道事業会計	71,934	0	1,304,520	0	△1,232,586	558,988
イ 簡易水道事業会計	16,049	0	16,049	0	0	42,584
ウ 公共下水道事業会計	90,681	0	108,179	0	△17,498	745,511